

令和7年度途上国におけるフロンライフサイクルマネジメントに関する先進的モデル 事業 公募要領

令和7年6月
環境省地球環境局

1. 事業の目的

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」では、その成立以来、冷凍空調機器等の冷媒に使用されるオゾン層破壊物質(ODS)であるクロロフルオロカーボン(CFCs)やハイドロクロロフルオロカーボン(HCFCs)の規制を進め、2016年に合意されたキガリ改正では、ODSを代替するハイドロフルオロカーボン(HFCs)の規制を行うようになっていきます。モントリオール議定書におけるこれらの対象物質の規制の方式は、生産と消費に焦点があてられる一方で、そのライフサイクルの中・下流の対策である冷媒の漏洩防止・回収・再生・破壊等については、義務の対象とされてきませんでした。しかし、これらの物質は、フロンバンクとして機器に封入され、使用される間に漏洩したり、機器の使用後に適正な処理が行われない場合は大気放出をされたりして、ライフサイクルの上流のみの規制では地球環境保全の観点からして十分でないと言えます。また、上記のODSや代替フロンであるHFCsは、二酸化炭素の数百倍から一万倍超の強い温室効果を有し、これらが大気中に放出され続けることは、パリ協定の下で求める今世紀後半のネットゼロ排出社会の実現に対する課題ともなっています。

我が国においては、ライフサイクル全体を捉えた取組として、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」を中心とした国内の取組を進めることにより、一定の成果を上げてきました。これらの取組については、国際社会でも大きな注目を浴びるようになり、2019年には「フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ(IFL)」を設立し、フロンバンクの課題解決に向けた国際社会でのけん引力の一つとなっています。

開発途上国においては、フロンのライフサイクルマネジメントの観点から、冷媒の漏洩防止・回収・再生・破壊等についてはそれほど取組がなされてきませんでした。我が国の冷凍空調産業(クーリングセクター)とかかわりの深い東南アジア諸国等においては、ネットゼロ排出社会実現に向けて取組を開始した国も見られるようになってきています。これらの支援を進めることにより、持続可能なクーリングセクターの成長と、地球環境の保全に大きく貢献することが期待されています。

本事業においては、途上国におけるフロンのライフサイクルマネジメントが将来、社会的な仕組みとして構築されることを目指し、それに寄与する先進的な取組をモデル事業として支援を行うことを目的としています。

2. 公募対象事業

公募の対象となる事業は、事業対象国の状況を踏まえ、以下の(1)、(3)、(4)の全てを包含するものとします((2)を含めることも可能)。

- (1) 冷凍空調機器において使用された ODS 及び HFCs(フロン類)の回収及び再生又は破壊にかかるビジネスモデルの検討・実証(事業対象国の法制度等の課題の抽出を含む)
- (2) 市中に存在する、使用中の冷凍空調機器における ODS 及び HFCs の漏洩防止・抑制にかかるビジネスモデルの検討・実証(対象国の法制度等の課題の抽出を含む)
- (3) (1)に係る現地関係者との関係構築・能力構築の実施((2)を含む場合は(2)についても)
- (4) (1)に係る自立的なビジネスモデル確立のための資金的手当ての検討((2)を含む場合は(2)についても)

応募者は、これらの取組を通じて将来達成を目指す上位目標と、事業が本年度の実施により達成する獲得目標、それを実現するための活動、そのための方法や技術を提案すること。

3. モデル事業の支援対象国

タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアにおける事業を優先します。(その他の国を対象から排除するものではありません。)

4. 対象とする事業者と応募の条件

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を有すること(「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。)
- (6) 事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。
- (7) 応募する対象国及び都市や地域に精通し、対象分野について高い専門性を有していること。
- (8) 応募様式で求められる提案を適切に行っていること。特に、モデル事業実施により構築したビジネスモデルにより、事業対象国又は他の国において自立的な横展開が期待できる提案であること。
- (9) 別紙1に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

- (10) 事業実施中及び終了後、環境省が行うウェブサイト上での情報発信やセミナー等のイベントに協力できる者であること。
- (11) 複数の者での共同実施又は再委任を含む提案の場合、中核業務(事業内容の設計、意思決定、業務遂行等)について、代表者自身が主体的に実施する提案であること。

5. 事業の対象費用

本事業では、環境省と業務請負契約を結ぶことにより事業を行います。共同応募案件の場合、環境省と主たる業務を行う者が業務請負契約を結ぶことにより一括して受託し事業を行います。契約金額(事業費用)は1件あたり 15 百万円(税込み)を上限とします。応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

6. 審査の実施

募集事業の審査基準(別添3)に基づき、環境省において審査を実施します。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施致します(ヒアリングは令和7年7月4週目にオンラインで実施することを想定しています)。ヒアリング対象者には書面審査後個別に御連絡差し上げます。前述の「2. 公募対象事業」や「4. 対象とする事業者と応募の条件」等を満たした応募内容について、審査基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補案件とします。なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合があります。なお、審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

7. 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書(事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む)及び経費内訳書を作成すること。(本事業に採択された場合には、環境省と業務請負契約を締結することとなります。)
- (2) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省と協議を行うこと。
- (3) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力(国内外での成果発表会等への出席など)及び会計帳票の検査への協力をお願いする場合があります。
- (4) 事業完了時に提出いただく報告書及び報告書(要約版)は、日本語・英語に加え、事業対象国の公用語にて提出を求める場合があります。

8. 事業の実施期間

令和7年8月(環境省との契約締結後)～令和8年3月 31 日

※なお、事業の内容によっては、最大で3年間の実施を想定した事業の1年目の提案を行うことも可能です。令和8年度以降の請負契約の締結については、令和8年度以降の予算の成立を前提としますが、令和8年度以降の予算については未定であり、令和8年度以降の実施を保証するものではありません。

9. 事業の成果等の報告と公表

(1) 成果物

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出してください。報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、達成した成果(得られた知見、事業の定量的・定性的効果等)、課題(法制度等に係るものを含む)の整理及び今後の対応策(見直したビジネスモデルを含む)・展望等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者等とともに協議の上決定します。

(2) 進捗報告

事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負事業者に定期的に報告してください。(頻度は2ヵ月に1回程度、オンライン会議を想定、フォーマットは環境省及び事務局請負事業者より提供。)さらに、採択となった場合には、環境省と相談の上、モデル事業実施前と後で公表可能な概要資料の作成をお願いすることがあります。

10. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類等は以下のとおりです。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成してください。郵送にて提出する場合は適切な金額の切手を貼り、返信用住所を記載した封筒を同封してください。下記の書類に関しては、仕切り紙を入れ、タブを付し、タブに資料内容を記載してください。また、下記書類を CD-R に格納したものを 1 枚同封してください。

- ・受領証(応募者控・環境省控)

(注)法人名・代表者名のみ記入して、各1部提出してください。

- ・応募様式(別添1)

- ・経費内訳書様式(別添2)

- ・応募事業概要書(別添4)

- ・事業概要パワーポイント(和文・英文各1枚)(別添5)

- ・団体概要(様式任意)

(注)複数の者が共同で応募を行う場合は、各々についてその概要がわかる資料と代表者と共同実施者との協定書を提出してください。(様式任意)

- ・業務実績(様式任意)

- ・組織の環境マネジメントシステム認証取得状況(コピー)

- ・令和7・8・9年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)(コピー)

- ・その他の書類

- ・上記必要書類を保存した電子媒体(CD-R)

(2) 応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限(12:00~13:00 の間は除く)までに、持参又は郵送もしくは、電子メールにて、環境省に提出してください。

持参・郵送の場合は、応募書類は封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「令和7年度途上国におけるフロンライフサイクルマネジメントに関する先進的モデル事業応募書類」と朱書きで明記してください。

電子メールでの提出の場合は、メールタイトルに「令和7年度途上国におけるフロンライフサイクルマネジメントに関する先進的モデル事業応募書類」と明記し、必要書類の電子媒体を添付してください。またメール1件当たりのサイズは7MB 以下とし、それを超える場合は、分割して送付するか、事前に環境省担当者からファイルストレージサービスのリンクを受領し、ファイルをアップロードして提出を行ってください。電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式のみ(PDF 形式は含まず)としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。また、Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows マシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は審査の対象となりませんので御注意ください

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。

提出先:

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 担当: 秦

TEL:03-3581-3351(代表)内線:6753

メール:chikyu-furon@env.go.jp

FAX:03-3581-3348

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

郵送の場合、各書類について、正本1部・副本5部を提出のこと。

11. 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

chikyu-furon@env.go.jp

○受付方法

電子メールにて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません)。電子メールの件名は、「令和7年度途上国におけるフロンのライフサイクルマネジメントに関する先進的モデル事業公募に関する問合せ」とし、ご質問と[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]担当者氏名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先電子メールアドレスを記載ください。

○受付期間

令和7年7月4日(金) 17 時まで

○回答

令和7年7月 11 日(金)までに、質問者に対し電子メールにより行います。

○公募のスケジュール

公募開始	令和7年6月 30 日(月)
質問受付	令和7年7月4日(金)17 時まで
回答	令和7年7月 11 日(金)
応募書類提出	令和7年7月 18 日(金) 17 時必着
ヒアリング	令和7年7月4週目を想定
選考結果通知	令和7年8月1週目を想定

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの応募書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。